

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

大阪市立下福島中学校

大阪市立下福島学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人権を尊重し、互いの違いを認め合い、大切にす個人と集団」育成のために「大阪市立下福島中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめの早期発見・事案対処のための基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 「いじめを許さない」雰囲気づくりを推進するために、学年、学級、部活動等の集団が望ましい集団であるように指導の充実を図る。
- ② 生徒の豊かな道徳心および人間尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通じて、道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ③ 毎日の生徒との関わりを通して信頼関係を築き、定期的なアンケート調査や教育相談等を通して、生徒が発信する小さな変化や信号を見逃さないようにする。
- ④ いじめが予見または発見された場合は、指導及び支援体制を組み、迅速かつ適切な事案対処を図る。
- ⑤ 教職員全体の共通理解のもと、保護者、関係諸機関と連携し、指導および支援を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 生徒が学習の達成感や充実感を味わえる授業づくりのために指導方法を見直し、教材研究や授業の改善に取り組む。

②相互授業参観や校内研修を行い、学校全体で「わかる授業」づくりに取り組み、授業力アップを目指す。

(2) 自己有用感を高めるために

①生徒会や生徒主体の活動を企画し、活動を通して自分が集団の一員として役割を果たしていることを実感させる。

②委員会活動が活発になるように各種委員会の場で議論し、委員会と全生徒がともに活躍できる場をつくる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳及び各教科の授業を通じて、命の大切さやお互いを思いやることの大切さを念頭に置いて授業に取り組むように努める。

②インターネット等によるいじめを防止するために、携帯電話やスマートフォン等の使用について個人情報や誹謗中傷の書き込みがないよう、保護者や生徒全員に情報モラル教育や指導を継続して行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① アンケートの実施

いじめに関する実態調査（年3回）と生活チェックアンケートを実施する。また、いじめをうかがわせるような情報等がある場合、臨時にアンケートを実施する。

② 教育相談活動の実施

教育相談活動を定期的実施し、全生徒を対象とした教育活動を進める。

③ スクールカウンセラー、SSWの活用

④ 関係諸機関との連携

⑤ いじめ相談窓口の周知

○ 24時間子供 SOSダイヤル … 毎日24時間いじめに関する相談をお受けします。
Tel0120-0-78310（全国共通）

○ 電話教育相談（こども専用）

Tel06-4301-3140（月～金曜、祝日・年末年始を除く 9時～19時受付）

○ 電話教育相談（保護者専用）

Tel06-4301-3141（月～金曜、祝日・年末年始を除く 9時～19時受付）

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 学校内の組織 全教職員で情報を共有し、いじめの防止と早期解決にあたる。

「主任会」のメンバーを中心に指導及び支援の方針を決定していく。

<構成>

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーを中心としたメンバーで構成し、事案に応じて担任や部活動顧問等を加える。

<役割>

いじめの疑いに関する情報があつた場合には緊急会議を開催し、迅速に情報を共有し、関係生徒へ事情聴取、指導、支援を行う。指導及び支援の方針を決定し、保護者との連携を図り対処する。また、事案に応じて関係諸機関との連携も図る。

(2) いじめに関する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導および、その保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように必要と認められる場合、保護者と連携をとりながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、いじめを受けた生徒のケアを行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6. 重大事案への対処

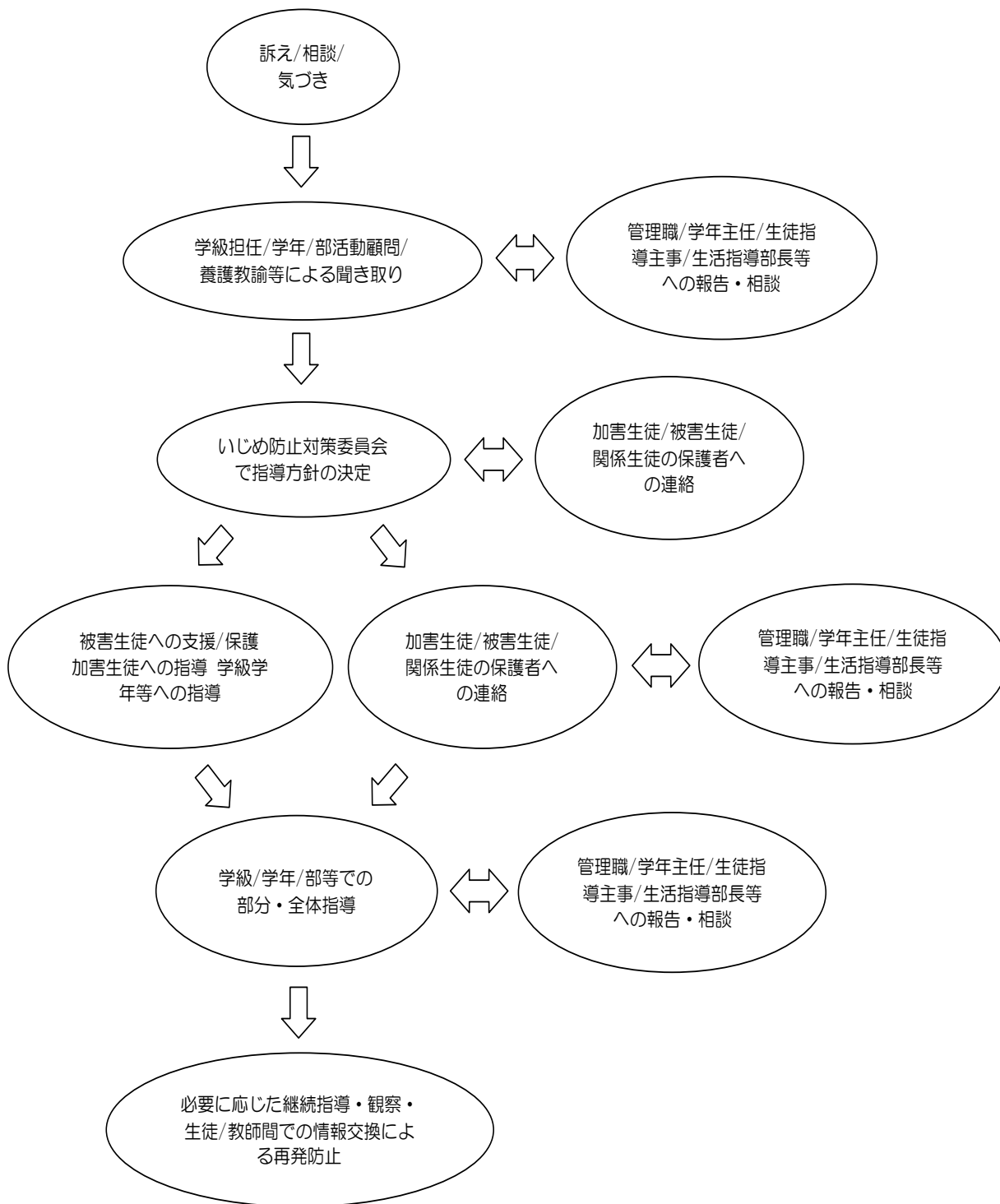
重大事案（生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある）が発生した場合には、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。そして組織を中心として事実関係を明確にするための調査をする。調査の結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

7. 『いじめについて考える日』の設定

8. 『学校安心ルール』の運用

いじめ発見時からのフローチャート

大阪市立下福島中学校「学校いじめ防止基本方針」



「学校安心ルール」 (大阪市教育委員会スタンダードモデル)

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する 				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(性加害・窃盗・傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

<福島区内小中学校での共通理解>

※この「学校安心ルール」(スタンダードモデル)の内容は、大阪市教育委員会が教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。

※児童生徒一人ひとりの実態をふまえ、事象の背景を十分に把握し、家庭や関係機関との連携を進め、児童生徒の指導にあたります。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)